

自由権規約委員会

第6回日本政府定期報告^{*}に関する質問事項（リスト・オブ・イシュー）

（翻訳：国際人権活動日本委員会）

規約が実行されている憲法上および法的枠組み（第2条）

1. 締約国の報告（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ7および8）による情報に関して、規約の条項が裁判所によって直接行使されそうな状況について更に説明してください。規約の条項がかつて裁判所によって直接行使された事例があるとすればそれを示してください。そしてどのような効果があったか。
2. 規約委員会の前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ9）に照らして、パリ原則に則った独立した国内人権機関の設立に向けて締約国の進展があったか、最新の情報を知らせてください。
3. 規約に付随する第1選択議定書の承認の可能性と、この議定書にある個人通報制度の受け入れにより、締約国の司法制度と立法方針への問題の発生に関する内部調査の結果について、最新の情報を提供してください。

男女の非差別と権利の平等（第2条1項、3条、24条）

4. 規約の第2条1項、3条そして26条に十分な効果を与え、直接的かつ間接的な差別を違法とする国内法の制定に向けて締約国の進展があるか知らせてください。人種、肌色、民族性、性、言語、性同一性、性的指向、政治的・宗教的あるいは哲学的信条、経済的・社会的あるいは教育的地位、またはその他の理由により訴えられた事例や処罰された形式、そしてこれらの被害者に支払われた補償に関する最近の判決についての情報を提供してください。
5. 民法と戸籍法の一部改正法の採択により従来困難な問題、特に女性に対する再婚禁止期間の短縮や男女の最低結婚年齢の均一化に関する問題を克服するために講じた措置を述べてください。第3次男女共同参画基本計画で描かれたこの点の具体的な対策に関する情報を提供してください。

^{*}第109会期（2013年10月14日～11月1日）において締約国により採用。

6. 次の事柄に関する情報を提供してください。
- (a) 国会内や政府の高官職に、そして民間企業内に、女性の参加を向上させる第3次男女共同参画基本計画（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 55）に設定された数値目標を達成するために講じられた措置について、
 - (b) 政治機能や政策決定の地位に対して、男女の均等な参加や少数派女性の適正な参加を保障する短期の措置を含む、措置について、
 - (c) 仕事上の男女の不平等、特に男女間の賃金格差（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 60～64）を解消するために政府によって導入された、いわゆる「入札制度」や「男女間の賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」によって達成した結果について、
 - (d) 職場における性的ハラスメントは法により罰せられるかについて（CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 13）、
 - (e) 妊娠や出産による働く女性の解雇や不利益な取り扱いに関する報告について、
 - (f) 政治機能や政策決定の地位における女性の参加について、民族性や性差に基づいて分類された統計データについて（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 54 と 59）。
7. ドメスティック・バイオレンスをなくすために、意識向上キャンペーンや警官、検事、裁判官、そして衛生管理者などに取られた具体的な対策に関する情報を示してください。そして、外国人移住者や少数派の女性、および同性愛カップルを含む、性的およびドメスティック・バイオレンスの被害者に対する苦情申立て機関への連絡手段やリハビリを改善するために取られた措置に関する情報を提供してください（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 93～100）。 規約委員会の前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 14）に照らし、締約国がレイプを職権による訴追を条件として、刑事犯罪として取り扱うことを考慮しているか示してください。(a) 異議申し立て受付の件数 (b) 実施された調査、(c) 科された処罰のタイプ、そして、(d) 性的およびドメスティック・バイオレンスにより犠牲者に与えられた補償について、性別、年齢、被害者の国籍および民族性に分けて情報を提供してください。
8. 性的指向や性同一性に基づく差別を無くすための、「性同一性障害者を取り扱うための特例法」を含む、現行の法律や戦略計画に関する情報を提供してください。性的指向や性同一性に基づく差別を解消するための、「第3次男女共同参画基本計画」の影響を評価する

入手可能な研究を含む、情報を提供してください。公営住宅法の最近の改正にも関わらず、同性に入居が公営住宅制度から排除されている報告について意見を述べてください (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 326 と 327)。

9. 規約委員会の前回の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 30) に照らして、国民年金法に規定されている年齢要件によって影響された日本国籍を有しない人たちに取られている過渡的な取り決めに関する情報を提供してください。
10. 憎悪や差別をかき立て、一定の人たち、特に在日朝鮮人・韓国人や LGBT (レズビアン、ゲイ、両性愛者、性同一性障害者) を標的とする声明や言論に対して、締約国が取り組んでいる対策の情報を提供してください。人種的優位性のプロパガンダの流布や「日本人のみ」のような営業上の表示、そして被差別部落民への否定的な固定観念に対する取り組みに関しての情報を提供してください。

生きる権利、拷問または残虐な、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いの禁止、自由を奪われた人々への取扱い、そして公平な裁判を受ける権利 (第 6 条、7 条、9 条、10 条、そして 14 条)

11. 精神保健および精神障害者福祉に関する法律の最近の改正にも拘わらず、精神障害者の多数が本人の意志に反して、長期にわたり入院させられている方針が継続している、との報告に関して意見を述べてください。精神障害者の入院に代わる選択肢があるのか、また意思に反する処遇に対する司法審査への申立てを含む、効果的な法的保障措置が設置されているか示してください。
12. 死刑廃止と自由権規約・第 2 選択議定書の承認に関する締約国の見解についての最新の情報を提供してください。2009 年以降の、(a) 死刑判決件数、(b) 死刑執行件数、(c) それぞれの有罪判決の理由、(d) 犯罪時における犯罪行為者の年齢と出身民族 (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 103)、(e) 死刑判決における上告件数と結果、そして (f) 恩赦の権限が与えられた件数についての情報を提供してください。
13. 下記に関する情報を提供してください。
 - (a) 締約国は、規約第 6 条 2 項の意義の範囲内で (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 16)、「最も重大な犯罪」に対してのみに死刑を制限するという法律の改正を意図しているか、について、
 - (b) 健康に問題や障害のある被収容者を含め、死刑確定者が期間を引き延ばされて独居房

に收容され、外部の人との連絡を制限されているとの申立てについて、

(c) 締約国が死刑確定者やその家族に死刑執行日を知らせない方針の検討を予定しているかについて、

(d) 死刑に関する法務大臣の研究グループや締約国の追跡措置の調査結果について、

(e) 死刑執行の即時停止（モラトリアム）を採択することに関する締約国の姿勢について、

(f) 死刑の事例において必須の検討制度を導入するために講じられた措置について、

(g) 死刑確定者とその弁護人との接見に関して厳格な秘密性を保障するための取られた手段について、

(h) 恩赦申請のための手続きの透明性を促進し、再審と恩赦の請求による一時停止の効果を確認するために講じられた措置について、

(i) 「精神喪失」状態にある死刑確定者の処刑禁止が実際に保持され（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 113）、死刑確定者が処刑される際に、「精神喪失」の有無を決定する手続きを確保するための措置について、

(j) 高齢の死刑確定者を死刑執行する方針を検討するために講じられた措置について（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 113）について。

1 4. 規約委員会の前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 18）に照らし、「代替收容制度」（ダイヨウカンゴク）を廃止するために講じた対策についての情報を提供していただきたい。代替收容制度が悪用されて使われ続けているとの報告に関してコメントしてください。

1 5. 下記に関する情報を提供してください。

(a) 取調べにおける録音・録画の記録の実験的な採用（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 143～148）の結果とこの問題に関する法務省諮問委員会の調査結果（CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 150）について、

(b) 法廷に提出された録音・録画の記録が時々編集されているとの申立てについて、

- (c) 取調べを受けている間、被収容者は弁護人との接見が保障されるために講じられる対策について、
- (d) 警察の留置場内における被収容者の取調べにおいて、厳格な時間制限を確保するための立法措置の採択について、
- (e) 安全基準の「基準4」により被収容者に科されている、独居房を含む、制限の使用について、
- (f) 自由を奪われている被収容者が家族と定期的に連絡ができるために講じられている措置について、
- (g) 公判前拘留の使用と期間を制限する立法措置を含めた対策について (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 19)、
- (h) 高い有罪率と有罪の自白への過度の偏重に取り組まれている対策について、そして、
- (i) 取調べ中を含む、自由を奪われた被収容者に対する拷問や虐待に関するすべての異議申立書や不服申立書の報告を、迅速かつ公平に、そして効果的に調査する権限を有する有意義で独立した機関の存在について (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 132～134)。

宗教、言論、そして表現の自由 (第 18 条、19 条)

- 1 6. 締約国により調査並びに訴追されなかった拉致、強制的な信仰の放棄、そして強制的な信仰の非放棄の事例に関する報告についてコメントしてください。
- 1 7. 規約委員会の前回の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 10) に照らし、締約国は、「公共の福祉」の概念を定義する法律を採択し、そして「公共の福祉」に基づく宗教、言論、そして表現の自由に関する制限が規約で許容されている如何なる規定を超えないことを明示する意向があるか、示してください。教職員が学校の儀式において起立して国歌を斉唱することを拒否することにより、賃金カットや停職、そして解雇を含む処罰の対象になっていたとの報告に関して意見を述べてください。

外国人の追放と拘留 (第 7 条、9 条、および 13)

18. 下記に関する最新の情報を提供してください。
- (a) 改正された出入国管理制度及び難民認定法の第 53 条 (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 114 と 115)は、規約第 7 条に規定されているノン・ルフールマン原則が十分に尊重され効果的に実行されるために講じられている措置について、
 - (b) 独立した不服申立機構を確立するためと、難民認定を却下された申請者が、不認定に対する異議申立書を提出する前に強制送還されないよう取られた措置について (CCPR/C/JPN/5、パラグラフ 25) 、
 - (c) 外国人が強制送還の手続中に虐待を受けないよう、そして、もし虐待が発生した場合、効果的な救済と補償の手続がとれるために講じられた措置について、
 - (d) 提出された不服申立と実施された手続の件数、そして有罪判決と罪状に関する情報について。
19. 難民申請者の収容に対する代替施設の利用に関する情報、並びに難民申請者の収容施設は最後の手段の利用とするために講じられた措置に関する情報を提供してください。多数の不法外国人移住者や難民希望申請者が長期にわたり、法的検討の不十分な状態で収容されているとの報告に関して意見を述べてください。締約国は、難民希望の子どもたち、特に同伴者なしの子どもたちの収容を防止し、子どもたちに十分な配慮や援助をおこなうために、どのような措置を講じてきましたか？入国者収容所等視察委員会の独立性と有効性を強化するために講じられた措置を示してください。 (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 156)

少数派に属する人たちの権利 (第 26 条と 27 条)

20. アイヌや沖縄の人々は、教育や社会参加、そして雇用において未だに差別に直面しているとの報告について意見を述べてください。彼らの文化遺産、伝統的生活様式、そして土地の権利を保護し、促進するために講じられた措置を示してください。アイヌや琉球・沖縄の子どもたちが独自の文化を彼らの言語で教育されるために、どのような対策が取られてきましたか (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 335) ?
21. 少数派の子どもたちに対して十分な教育を保障するために、どのような進展があったか明示してください。締約国は朝鮮人学校に通う高校生に対する授業料無償化の適用を考慮しているか、その情報を提供してください。締約国は、朝鮮高校の卒業証書を直接

の大学入学資格証書として認めますか？

奴隷制度と奴隷状態の排除 (第 8 条)

22. 規約委員会の前回の総括所見に照らし (CCPR/C/JPN/CO, 5 パラグラフ 22)、締約国は第 2 次世界大戦時の軍隊による性奴隷制度、いわゆる「従軍慰安婦」制度の被害者への迫害に対して、いかなる法的責任を認めようとしているか、その情報を提供してください。締約国は、被害者に十分かつ有効な救済を行うために立法および行政措置を講じ、真実を調査して犯罪実行者を訴追し、この問題について一般の人々に教育を施し、そして政府高官や公的有名人による事実を否定する最近の動向に対して、対策を取る意向があるか委員会に知らせてください。

23. 下記の情報について知らせてください。

(a) 「人身取引対策行動計画 2009」の実施で考えられる影響について (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 116 と 117)、

(b) 被害者の身元確認を促進し、人身取引の被害者の保護とリハビリを促すために取られた措置について (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 123~125)、

(c) 人身取引に対する締約国の対策を実施する際に関わる専門家、すなわち警察官、裁判官、検察当局、そして社会福祉担当者に対する研修計画について、そして

(d) 締約国を中継して入国し出国する人身取引に関する性別、年齢、そして出身国別に区分した統計データ、並びに犯罪実行者についての起訴件数、有罪件数、そして処罰に関する情報について (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 119~122)。

24. 改正された出入国管理制度及び難民認定法で保障されている労働権を、特に研修・技能実習生に関連して、実行させ点検するために講じられた措置について情報を提供してください。研修・技能実習生への強制的な労働でもたらされていると言われる性的搾取や状況に取り組むために、どのような対策が講じられてきたか示してください。

子どもの権利 (第 24 条と 26 条)

25. 婚外子に対する差別的な法規定を改正するための締約国の取組み (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 315~318) に関する最新の情報を提供してください。国籍取得や相続権、そして出生届けに関して、外国人移住者に対する継続的な差別の解消のため対策につい

て情報を提供してください。

26. 規約委員会の前回の勧告に照らし (CCPR/C/JPN/CO/5, パラグラフ 27)、締約国は性交合意に関する最低年齢を現行の 13 歳から引き上げるために、刑法を改正する意向があるか委員会に知らせてください。
27. 家庭内や他のどのような状況においても、明確に体罰を禁止するために講じられている措置に関する最新の情報を示してください (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 311 と 312)。

規約に関する情報の普及 (第 2 条)

28. 裁判官、公務員、警察官、そしてその他の法執行官、弁護士、そして教師の規約に関する意識を高めるための取り組みについて情報を提供してください。また、この政府報告の準備過程において、民族のおよび少数派のグループや市民社会、そして NGO との係わりについての更なる情報を提供してください (CCPR/C/JPN/6, パラグラフ 23 と 24)。
-